

障がい者対象委託職業訓練（知識・技能習得科：OA 関係コース）
業者選定基準

《パソコンを活用したOA関係中心の訓練コース》

1 施設・機器等に関する基準

- 当該施設が当該訓練対象としている地域にあること。
- 令和8年度に訓練生10名の受入が可能であること。
- 訓練実施場所の近くに公共交通機関の駅、停留所等があり、交通の便がよいこと。
- パソコンが訓練生1人に1台あること。
- パソコンのOSがWindows11以上であること。
- Word、Excelのソフト（サポート終了したものを除く。）が使えること。
- インターネット、メールの訓練ができること。

2 指導員等に関する基準

- 従事する指導員（助手を含む）の全員がパソコン関係の指導やIT操作に関する講習等の講師等に従事した経験がある等、十分に指導を行うことができる能力を有していること。
- 指導員が急病等の場合、代替職員を確保できる等、訓練に支障が生じないこと。